

# 鉱山保安表彰実行委員会 会則

## 第1章 総則

### (目的)

第 1 条 日本鉱業協会、石灰石鉱業協会、天然ガス鉱業会及び一般財団法人石炭エネルギーセンター（以下鉱業団体という。）は、永年にわたり鉱山保安の推進向上に努めるなど、顕著な功績が認められる鉱山・事業場、個人及び関係学識経験者等を表彰するため、本会を設置する。

### (名称)

第 2 条 本会は、鉱山保安表彰実行委員会と称する。

### (事務所)

第 3 条 本会の事務所を、幹事代表の事務所に置く。

### (事業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 鉱山保安表彰の企画
- 二 鉱山保安表彰被表彰者候補の募集、審査
- 三 鉱山保安表彰式典の挙行
- 四 祝賀会の開催
- 五 その他前各号に付帯する事業

## 第2章 会員

### (会員)

第 5 条 本会の会員は、第 1 条に掲げる鉱業団体とする。

- 2 本会の目的に賛同し入会を申し込む者は、役員会の承認を得て、本会の会員に成ることができる。
- 3 役員会に退会届を提出して、任意に退会することができる。
- 4 本会の目的に合致しないと判断された会員は、役員会の決議により退会させることができる。

### (退会会員の義務)

第 6 条 本会から退会した者及び退会させられた者は、退会の日までの義務を履行しなければならない。また、本会の資産等に対して返還及び配分の請求をすることができない。

- 2 第 2 1 条 1 項は、期限を定めず遵守するものとする。

## 第3章 組織

### (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

幹事代表 1名

幹事 3名

監事 1名

- 2 役員は、総会において、会員の中から選任する。
- 3 会員は、幹事候補者1名を定時総会に提案することができる。
- 4 幹事代表は、幹事候補者の中から選任する。
- 5 監事は、幹事代表の属する会員の中から選任する。

### (役員職務)

第8条 幹事代表は、本会を代表し会務を総理する。但し、役員会で必要とした事項については協議を要する。

- 2 監事は、本会の会計状況を監査する。また、総会に出席して意見をのべることができる。

### (役員任期)

第9条 役員任期は、就任後、最初の定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

### (事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、幹事代表の下に事務局を置く。

### (表彰授与者)

第11条 本会の実施する表彰の授与者名は、鉾山保安推進協議会の承認を得て、鉾山保安推進協議会会長名とする。

## 第4章 会議

### (総会)

第12条 総会は会員をもって構成し、定時及び臨時の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。
- 3 臨時総会は、役員会が必要と認めた時に招集する。

### (総会の議長及び招集方法)

第13条 総会は、幹事代表名で招集し、幹事代表が議長と成る。

- 2 総会を招集するには、議題、日時及び場所を記載して、開催日の2週間前までに、会員に対して書面で通知する。

(総会の議題)

第14条 総会の決議事項は次の通り。

- 一 会則の変更
  - 二 役員を選任
  - 三 事業計画
  - 四 収支予算
- 2 総会の承認事項は次の通り。
    - 一 事業報告
    - 二 収支決算

(総会の決議方法)

第15条 会員は、総会において各々1個の議決権を持つ。

- 2 総会は議決権総数の委任状を含む過半数の出席により成立し、出席者議決権の過半数で決議とする。
- 3 会則の変更は、会員全員の賛成を要する。
- 4 総会の議事の結果は議事録に記録し、議長及び出席会員1名が記名捺印して、本会に保存する。

(役員会)

第16条 役員会は、幹事代表が必要の都度招集し、幹事代表が議長と成る。

- 2 役員会の審議事項は次の通り。
  - 一 総会に提出する議題
  - 二 鉦山保安表彰の企画に関する事項
  - 三 鉦山保安表彰被表彰者候補の募集、審査に関する事項
  - 四 鉦山保安表彰式典の挙行に関する事項
  - 五 祝賀会の開催に関する事項
  - 六 会計に関する事項
  - 七 その他会務運営に関する事項
- 3 役員会の議事の結果は議事録に記録し、本会に保存する。

(分科会)

第17条 前条の業務を適切に行うため、役員会の下に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の運営、業務は、役員会が定める。

## 第6章 会計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 初年度の会計年度は、前項の規定にかかわらず、本会成立の日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第19条 本会の経費のうち、第4条第1号及び第2号に定める事業の経費は、会員が各々負担することとする。

- 2 第4条第3号に定める事業の経費は、会員が応分で負担する。余剰が発生した場合には繰り越す。
- 3 第4条第4号に定める事業の経費は、参加者から得られる収入等をもって充て、不足する分は会員が応分で負担する。余剰が発生した場合には繰り越す。

(帳簿書類)

第20条 本会に次の帳簿書類を置き、会員の要請に応じて閲覧に供する。

出納帳

## 第7章 その他

(守秘義務)

第21条 本会の業務により知り得た個人情報を含む情報は、善良なる管理者の注意をもって管理・保持するものとし、役員会の承認を得たもの以外は第三者への開示を禁じる。

- 2 監事代表及び幹事は、前項の主旨を関係者全員に徹底しなければならない。

(規則等)

第22条 会則で定めのない事項について、別に規則等を定めることができる。

## 附 則

- 1 この会則は、平成26年4月16日から適用する。